

随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方を選定した理由	摘要
森林整備課	立木売払 1901	令和5年(2023年) 6月27日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地3 松前地区林産協同組合	5,500,000	育林事業の確実な実行と負価材となる立木の有効利用の観点から、育林事業と立木買受の両方の資格を持ち、最も有効な利用が図られる事業者によるその資源として産物を売払する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節(随意契約) 関係 第1項(2) 道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 第1項(2)の適用について	
	立木売払 2901	令和5年(2023年) 6月27日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地3 松前地区林産協同組合	8,492,000	育林事業の確実な実行と負価材となる立木の有効利用の観点から、育林事業と立木買受の両方の資格を持ち、最も有効な利用が図られる事業者によるその資源として産物を売払する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節(随意契約) 関係 第1項(2) 道有林野における北海道財務規則運用方針第3節(随意契約) 第1項(2)の適用について	
	立木売払 1401	令和5年(2023年) 12月19日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地3 松前地区林産協同組合	385,000	道有林野産物の協定販売等に関する協定に基づき契約の相手方を選定し産物を売払する。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針 第3節(随意契約) 関係 第1項(2)	